

どのように進めれば よいでしょう

合理的配慮の提供には、本人・保護者との共通理解（合意形成）が大切です。

下記は一例です。個々の実態に応じて進めます。

配慮の申し出・実態把握

本人・保護者から
必要な配慮・支援について聞き取りをします。

例：一斉の指示が聞き取れず、各教科の課題が提出できずに困っています。



合意形成

本人・保護者・学校等で、必要な配慮や可能な支援を話し合い、決定します。

個別の教育支援計画・個別の指導計画作成

決定した目標や配慮・支援等を個別の教育支援計画に明記します。

合理的配慮に基づく配慮・支援

実際の学校生活の中で、決定した配慮・支援を行います。

例：各教科で出た課題を一覧表にして子どもに渡します。

評価・調整

必要に応じて、提供した配慮・支援の変更や調整を行います。



*【個別の教育支援計画とは】 障害のある子どもを関係機関が連携をして支援するための計画です。様式、記入、進め方等は、養護教育センターホームページに掲載されています。

お問い合わせは

千葉県養護教育センター

〒261-0003 千葉県美浜区高浜3-2-3

☎ 277-0101（教職員専用） 277-1199（保護者専用）

インクルーシブ教育システム構築に向けて

学校における 合理的配慮

学校における合理的配慮とは

障害のある子どもが他の子どもと平等に十分な学習や生活を行えるように、その子どもに合った必要かつ適当な変更・調整を過度の負担がない範囲で学校が行うことです。

合理的配慮って 例えばどんなこと？



ICTを活用した合理的配慮例

- 人前での発表が苦手な子どもに、チャットや発表ノート等で代替措置をする。
- 書字が苦手な子どもに、タイピングやフリック操作での入力方法を提供する。
- ディスレクシア等の学習障害がある子どもに、カメラ機能を使って板書を撮影し、手元でノートに書き写したり、ノートの代替にしたりする。



テストの際の合理的配慮例

- 読むことが苦手な子どもに、問題文の読み上げや文字を拡大したり、漢字にルビを振ったりする。
- 書字や読字が苦手な子どもに、テスト時間の延長を行う。
- 書字が苦手な子どもに、代筆や口頭による回答に代替する。



全般的な合理的配慮例

- 見通しがもてないと不安になる子どもに事前学習を行い、活動の内容を確認する。
- 人前での発表が苦手な子どもにレポートなどの代替措置をする。
- 見えにくさがある子どもに席を配慮して黒板が見えやすいようにする。
- 聞こえにくさがある子どもに、英語のヒアリングで音のボリュームを調整する。

これらのように、合理的配慮は新しいものを0（ゼロ）から始めるのではなく、これまで実施してきた配慮や支援が含まれるのです。

また、合理的配慮を行うに当たっては、周りの人たちの理解が必要です。当たり前のこととして行われるように、周囲への働きかけや理解推進が大切です。

*具体的な事例等は、インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）国立特別支援教育総合研究所HP参照

インクルーシブ教育システム構築 とは？

障害者等が積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、国連で「障害者の権利に関する条約」が作られました。その実現に向け、文部科学省では、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム構築」を推進しています。そのために、合理的配慮の提供などの特別支援教育の充実が求められています。

学校における合理的配慮のポイント は？

- 障害のある子どもが十分に教育を受けられるため、可能な限り提供します。
- 過度の負担（金銭的、人的、物的等）を課さないものです。
- 必要とされている配慮は何か、何を優先して提供するかは個々によって違うので、共通理解【合意形成】を図る必要があります。
→ **個別の教育支援計画**へ明記すること（裏面参照）が重要です。

※障害のある子への支援は、国及び地方公共団体がそれぞれで行う教育環境の整備が基礎となります。これを「基礎的環境整備」と言います。基礎的環境整備の状況に応じて合理的配慮を提供します。

合理的配慮と 障害者差別解消法 との関連は？

この法律は、障害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人もない人も互いを尊重し、安心して暮らせる社会の実現を目的としています。（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います）そのために、合理的配慮を行うことが求められます。

平成28年4月から施行され、合理的配慮の提供をしないことは「差別」となります。

※障害者の定義には、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とあり、医師の診断や障害者手帳の有無に限りません。